

令和 7 年

松戸市議会 3 月定例会議案

2 月 2 1 日提出

(2 分冊の 2)

松 戸 市

(2分冊の2)

議案第83号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	111頁
議案第84号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（確認申請等手数料等関係）	114頁
議案第85号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（宅地造成等に関する工事の中間検査の申請手数料関係）	148頁
議案第86号	松戸市教育振興審議会条例の制定について	152頁
議案第87号	松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例の制定について	155頁
議案第88号	松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	157頁
議案第89号	松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	159頁
議案第90号	松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	161頁
議案第91号	松戸市自殺対策推進会議条例の制定について	163頁

議案第 9 2 号	松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 6 頁
議案第 9 3 号	松戸市道路照明灯再 L E D 化事業プロポーザル選 考委員会条例の制定について	1 7 1 頁
議案第 9 4 号	松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 7 4 頁
議案第 9 5 号	松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について	1 7 7 頁
議案第 9 6 号	松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 8 0 頁
議案第 9 7 号	松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正 する条例の制定について	1 8 4 頁
議案第 9 8 号	松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	1 8 6 頁
議案第 9 9 号	松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管 理者に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 8 9 頁
議案第 1 0 0 号	契約の変更について	1 9 5 頁
議案第 1 0 1 号	教育委員会委員の任命について	1 9 7 頁

議案第１０２号 人権擁護委員候補者の推薦について

１９９頁

議案第１０３号 人権擁護委員候補者の推薦について

２００頁

議 案 第 83 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び私立学校法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成２７年松戸市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（市民税の申告） 第２９条 （略） ２～７ （略） ８ 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある と認める場合には、新たに第１４条第１項第３号 又は第４号に掲げる者に該当することとなった者 に、当該該当することとなった日から６０日以内に、 その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務 所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、 事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等）に 関する法律（平成２５年法律第２７号）<u>第２条第</u> <u>１５項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。） （法人番号を有しない者にあっては、名称、代表 者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の 所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等 の所在）、当該該当することとなった日その他必 要な事項を申告させることができる。 （教育等の用に供する固定資産について固定資産 税の非課税の規定の適用を受けようとする者がす べき申告） 第７１条 法第３４８条第２項第９号、第９号の２ 若しくは第１２号の固定資産又は同項第１６号の 固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所において直接教育の用 に供するものに限る。）について同項本文の規定	（市民税の申告） 第２９条 （略） ２～７ （略） ８ 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある と認める場合には、新たに第１４条第１項第３号 又は第４号に掲げる者に該当することとなった者 に、当該該当することとなった日から６０日以内に、 その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務 所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、 事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等）に 関する法律（平成２５年法律第２７号）<u>第２条第</u> <u>１６項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。） （法人番号を有しない者にあっては、名称、代表 者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の 所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等 の所在）、当該該当することとなった日その他必 要な事項を申告させることができる。 （教育等の用に供する固定資産について固定資産 税の非課税の規定の適用を受けようとする者がす べき申告） 第７１条 法第３４８条第２項第９号、第９号の２ 若しくは第１２号の固定資産又は同項第１６号の 固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所において直接教育の用 に供するものに限る。）について同項本文の規定

の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第5号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館（以下「博物館」という。）を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) （略）

の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第5号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館（以下「博物館」という。）を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 84 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、確認申請等手数料等について整備するほか、所要の改正を行うため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表第4（第2条関係）		別表第4（第2条関係）	
1 確認申請等手数料		1 確認申請等手数料	
事務の種類	区分	事務の種類	区分
建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第4において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の場合	確認の申請又は計画の通知に係るもの	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第4において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の場合	確認の申請又は計画の通知に係るもの
床面積の合計が301坪につき6,500円		床面積の合計が301坪につき15,000円	
床面積の合計が301坪につき11,500円		床面積の合計が301坪につき26,000円	
床面積の合計が100坪につき15,000円		床面積の合計が100坪につき40,000円	
床面積の合計が200坪につき20,000円		床面積の合計が200坪につき50,000円	
床面積の合計が500坪につき		床面積の合計が200坪につき50,000円	

よる計画の通知に 対する審査	以内のもの	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 108,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 293,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 425,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 823,000円	
	1 上表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1)～(4) (略)		
	2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の適用を受ける場		
よる計画の通知に 対する審査	以内のもの	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 35,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 50,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 242,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 465,000円	
	上表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1)～(4) (略)		

			合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、この表を適用して得られた手数料の額に、別表第4第11項第1号の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。	
		(略)		
法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	建築物の小荷物専用昇降機以外の建築物設備の計画の変更をして建築物設備を設置する場合を除く。）	1基につき	29,000円	
法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	建築物の小荷物専用昇降機以外の建築物設備の計画の変更をして建築物設備を設置する場合を除く。）	1基につき	14,000円	
法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	建築物の小荷物専用昇降機以外の建築物設備の計画の変更をして建築物設備を設置する場合を除く。）	1基につき	16,000円	
法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	建築物の小荷物専用昇降機以外の建築物設備の計画の変更をして建築物設備を設置する場合を除く。）	1基につき	12,000円	

	降機
法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知に対する審査	1 基につき <u>13,500円</u> 工造物を築造する場合（確認済証の交付を受けた工造物の計画の変更をして工造物を築造する場合を除く。） 確認済証の交付を受けた工造物の計画の変更をして工造物を築造する場合

2 (略)

3 完了検査申請等手数料

事務の種類	区分	金額
法第 7 条第 1 項 (法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)	法第 7 条第 3 項の完了の通知に係る計画に法第 8 7 条の 4 の昇降超え 100 平方メートル以内のもの	法第 7 条第 1 項又は第 3 項の完了の通知に係る計画に法第 8 7 条の 4 の昇降超え 100 平方メートル以内のもの 31 件につき <u>11,500円</u> 31 件につき <u>13,500円</u>

	降機
法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知に対する審査	1 基につき <u>26,000円</u> 工造物を築造する場合（確認済証の交付を受けた工造物の計画の変更をして工造物を築造する場合を除く。） 確認済証の交付を受けた工造物の計画の変更をして工造物を築造する場合

2 (略)

3 完了検査申請等手数料

事務の種類	区分	金額
法第 7 条第 1 項 (法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)	法第 7 条第 3 項の完了の通知に係る計画に法第 8 7 条の 4 の昇降超え 100 平方メートル以内のもの	法第 7 条第 1 項又は第 3 項の完了の通知に係る計画に法第 8 7 条の 4 の昇降超え 100 平方メートル以内のもの 31 件につき <u>27,000円</u> 31 件につき <u>33,000円</u>

完了検査又は 法第18条第 20項（法第 87条第1項 において準 用する場合 を含む。）の 規定に通知 する完了の 通知に対する 完了検査	分の建 築物に 関する 完了検査又 は、	分の含ま れない場 合	床面積の合計が1 00平方メー ートルを超 え200平方 メートル以 内のもの	1件につき 43,000円
			床面積の合計が2 00平方メー ートルを超 え300平方 メートル以 内のもの	1件につき 59,000円
			床面積の合計が3 00平方メー ートルを超 え1,000平 方メートル 以内のもの	1件につき 92,000円
			床面積の合計が1 ,000平方メ ートルを超 え2,000平 方メートル 以内のもの	1件につき 117,000円
			床面積の合計が1 件につき 2,000平方 メートルを 超え10,00 0平方メー ートル以 内のもの	1件につき 183,000円
			床面積の合計が1 件につき 0,000平方 メートルを 超え50,00 0平方メー ートル以 内のもの	1件につき 284,000円

完了検査又は 法第18条第 15項（法第 87条第1項 において準 用する場合 を含む。）の 規定に通知 する完了の 通知に対する 完了検査	分の建 築物に 関する 完了検査又 は、	分の含ま れない場 合	床面積の合計が1 00平方メー ートルを超 え200平方 メートル以 内のもの	1件につき 17,500円
			床面積の合計が2 00平方メー ートルを超 え500平方 メートル以 内のもの	1件につき 24,000円
			床面積の合計が5 00平方メー ートルを超 え1,000平 方メートル 以内のもの	1件につき 38,500円
			床面積の合計が1 ,000平方メ ートルを超 え2,000平 方メートル 以内のもの	1件につき 57,000円
			床面積の合計が1 件につき 2,000平方 メートルを 超え10,00 0平方メー ートル以 内のもの	1件につき 128,000円
			床面積の合計が1 件につき 0,000平方 メートルを 超え50,00 0平方メー ートル以 内のもの	1件につき 210,000円

	内のもの 床面積の合計が51件につき 0,000平方メートルを超え るもの (略)	
	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手続きについて、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査を受ける場合 完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手続きについて、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査を受ける場合 又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額	1件につき、完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手続きについて、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査を受ける場合 又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額
法第7条第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 又は法第87条の4において準用する法第18条第15項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額	1件につき、完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手続きについて、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査を受ける場合 又は法第87条の4において準用する法第18条第15項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額
法第7条第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 又は法第87条の4において準用する法第18条第15項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額	1件につき、完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手続きについて、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査を受ける場合 又は法第87条の4において準用する法第18条第15項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額

査又は 完了の 通知に 対する 完了検 査	を超え200平方メ ートル以内のも の	
	床面積の合計が2 00平方メートル を超え300平方メ ートル以内のも の	1件につき 56,000円
	床面積の合計が3 00平方メートル を超え1,000平方 メートル以内の もの	1件につき 89,000円
	床面積の合計が1 1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内 のもの	1件につき 110,000円
	床面積の合計が1 2,000平方メート ルを超え10,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 168,000円
	床面積の合計が1 0,000平方メート ルを超え50,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 270,000円
	床面積の合計が5 1件につき	
	を超え200平方メ ートル以内のも の	
	床面積の合計が2 00平方メートル を超え500平方メ ートル以内のも の	1件につき 22,000円
	床面積の合計が5 00平方メートル を超え1,000平方 メートル以内の もの	1件につき 36,500円
査又は 完了の 通知に 対する 完了検 査	床面積の合計が1 1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内 のもの	1件につき 53,000円
	床面積の合計が1 2,000平方メート ルを超え10,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 120,000円
	床面積の合計が1 0,000平方メート ルを超え50,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 200,000円
	床面積の合計が5 1件につき	
	を超え200平方メ ートル以内のも の	
	床面積の合計が2 00平方メートル を超え300平方メ ートル以内のも の	1件につき 56,000円
	床面積の合計が3 00平方メートル を超え1,000平方 メートル以内の もの	1件につき 89,000円
	床面積の合計が1 1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内 のもの	1件につき 110,000円
	床面積の合計が1 2,000平方メート ルを超え10,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 168,000円
	床面積の合計が1 0,000平方メート ルを超え50,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 270,000円
	床面積の合計が5 1件につき	

		0,000平方メートルを超え るもの	410,000円
		(略)	
	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に係る部分が含まれない場合の手続き料の額に、当該昇降機について、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査又は法第87条の4において準用する法第18条第15項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額	完了検査の申請又は完了の通知に係る部分が含まれない場合の手続き料の額に、当該昇降機について、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査又は法第87条の4において準用する法第18条第15項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額	
法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査又は法第87条の4において準用する法第15項の規定による完了の通知に対する完了検査	小荷物専用昇降機1基につき 機以外の建築設備 小荷物専用昇降機1基につき 10,500円	小荷物専用昇降機1基につき 機以外の建築設備 小荷物専用昇降機1基につき 10,500円	
法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査又は法第88条第1項又は第2項において準用する法第1	1基につき 12,000円	1基につき 12,000円	

		0,000平方メートルを超え るもの	556,000円
		(略)	
	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に係る部分が含まれない場合の手続き料の額に、当該昇降機について、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査又は法第87条の4において準用する法第20項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額	完了検査の申請又は完了の通知に係る部分が含まれない場合の手続き料の額に、当該昇降機について、法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査又は法第87条の4において準用する法第20項の規定による完了の通知に対する完了検査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額の合計額を加算した額	
法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査又は法第87条の4において準用する法第20項の規定による完了の通知に対する完了検査	小荷物専用昇降機1基につき 機以外の建築設備 小荷物専用昇降機1基につき 25,000円	小荷物専用昇降機1基につき 機以外の建築設備 小荷物専用昇降機1基につき 25,000円	
法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査又は法第88条第1項又は第2項において準用する法第1	1基につき 28,000円	1基につき 28,000円	

8条第15項の規定による完了の通知に対する完了検査	
4 中間検査申請等手数料	
事務の種類	金額
法第7条の3第1項の規定による申請に対する中間検査又は法第18条第21項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知に対する中間検査	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき11,000円
	計が30平方メートル以内のもの
	1件につき13,000円
	計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
	1件につき17,000円
	計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
	1件につき23,000円
	計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
	1件につき38,000円
	計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	1件につき52,000円
	計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	1件につき115,000円
	計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	1件につき182,000円
	計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
	1件につき

8条第20項の規定による完了の通知に対する完了検査	
4 中間検査申請等手数料	
事務の種類	金額
法第7条の3第1項の規定による申請に対する中間検査又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知に対する中間検査	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき24,000円
	計が30平方メートル以内のもの
	1件につき30,000円
	計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
	1件につき36,000円
	計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
	1件につき46,000円
	計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの
	1件につき63,000円
	計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	1件につき84,000円
	計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	1件につき166,000円
	計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	1件につき269,000円
	計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
	1件につき

共同住宅等	(2)及びロ(2)によるもの	200㎡以上のもの	1件につき 18,300円	1件につき 77,600円	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき
	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 66,700円	1件につき	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 111,300円	1件につき	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 189,400円	1件につき	5,000㎡未満のもの	155,100円
		5,000㎡以上8,000㎡未満のもの	1件につき 271,500円	1件につき	25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	193,800円
		8,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 31,900円	1件につき	50,000㎡以上100,000㎡未満のもの	33,100円
		10,000㎡以上のもの	1件につき 55,000円	1件につき	100,000㎡以上のもの	37,000円
	省令第10条第2号ロ(2)によるもの	300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 189,400円	1件につき	200㎡以上500㎡未満のもの	1件につき
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 271,500円	1件につき	500㎡以上1,000㎡未満のもの	33,100円
		5,000㎡以上のもの	1件につき 31,900円	1件につき	1,000㎡以上のもの	37,000円
	省令第10条第2号ロ(2)によるもの	300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 189,400円	1件につき	200㎡以上500㎡未満のもの	1件につき
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 271,500円	1件につき	500㎡以上1,000㎡未満のもの	33,100円
		5,000㎡以上のもの	1件につき 31,900円	1件につき	1,000㎡以上のもの	37,000円

非住宅の部分	省令第103条第1号に よるもの	2,000㎡以上	1件につき 43,300円	1件につき 99,600円
		5,000㎡未満のもの		
		5,000㎡以上	1件につき 77,600円	1件につき 150,700円
		3,000㎡未満のもの		
		3,000㎡以上	1件につき 9,100円	1件につき 219,800円
		3,000㎡以上1,15,900円未満のもの	1件につき 15,900円	1件につき 275,300円
		1,000㎡以上	1件につき 25,900円	1件につき 355,500円
		2,000㎡未満のもの		
		2,000㎡以上	1件につき 77,600円	1件につき 507,300円
		5,000㎡未満のもの		
		5,000㎡以上	1件につき 122,800円	1件につき 624,900円

共同住宅等	条第2号イの (2)及びロ(2)によるもの 省令第103条第2号イの (1)及びロ(2)によるもの 又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの 省令第103条第2号イの (1)及びロ(1)によるもの 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの の 5,000㎡以上のもの 省令第103条第2号イの (2)及びロ(2)によるもの 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの の 5,000㎡以上のもの	条第2号イの (2)及びロ(2)によるもの	17,000円
		200㎡以上のもの	1件につき 18,300円
		200㎡未満のもの	1件につき 25,200円
		200㎡以上のもの	1件につき 27,800円
		300㎡未満のもの	1件につき 66,700円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 111,300円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 189,400円
		5,000㎡以上のもの	1件につき 271,500円
		300㎡未満のもの	1件につき 31,900円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 55,000円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 99,600円
		5,000㎡以上のもの	1件につき 150,700円

[illegible]

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により同法第53条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。
(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）として、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面 イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し

	相当額を加算した額
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じたの促進、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査
備考 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により同法第53条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。 (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、認定を求める低	

炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）として、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が別に定めるもの

10 (略)

11 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分			金額
	建物の用途	評価方法	床面積の合計	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項又は第13条第2項の規定による				

10 (略)

11 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分			金額
	建物の用途	評価方法	床面積の合計	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1条第1項又は第12条第2項の規定による	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項の表において「省令」	200㎡未満のもの	1件につき 33,600円
			200㎡以上のもの	1件につき 37,600円

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

共同住宅等	という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの		
	省令第1条第1項第2号イのもの	200㎡未満のもの	1件につき17,200円
	(2)及びロ(2)によるもの	200㎡以上のもの	1件につき18,500円
	省令第1条第1項第2号イのもの	200㎡未満のもの	1件につき25,100円
	(1)及びロ(2)によるもの又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	200㎡以上のもの	1件につき27,700円
	省令第1条第1項第2号イのもの	300㎡未満のもの	1件につき67,800円
	(1)及びロ(1)によるもの	300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき113,300円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき192,900円
		5,000㎡以上のもの	1件につき276,500円
	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき32,300円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき
		5,000㎡以上のもの	1件につき
		300㎡未満のもの	1件につき

合場第 法律

住宅部分 (建築物 のエネルギー消費 性能の向上等に関 する法律 第11条 第1項の 住宅部分 をいう。 以下この 項の表に おいて同 じ。)	一戸建 ての住 宅	省令第10条第1項イ(1)及びロ(1)によるもの	5,000㎡未満のもの	81,300円
			5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	128,700円
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	162,500円
			25,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,100円
			25,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,100円
			25,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,100円
			25,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,100円
			25,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,100円
			25,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,100円
			25,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,100円
共同住宅等	省令第10条第1項イ(1)及びロ(1)によるもの	省令第10条第1項イ(1)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	9,500円
			300㎡以上400㎡未満のもの	19,100円
			400㎡以上500㎡未満のもの	29,100円
			500㎡以上600㎡未満のもの	39,100円
			600㎡以上700㎡未満のもの	49,100円
			700㎡以上800㎡未満のもの	59,100円
			800㎡以上900㎡未満のもの	69,100円
			900㎡以上1,000㎡未満のもの	79,100円
			1,000㎡以上1,100㎡未満のもの	89,100円
			1,100㎡以上1,200㎡未満のもの	99,100円

		200㎡	1件につ
		以上の	き 19,
		もの	100円
	省令第10条第	200㎡	1件につ
	2号イ(1)及びロ	未満の	き 25,
	(2)によるもの又は	もの	200円
	は同号イ(2)及びロ	200㎡	1件につ
	(1)によるもの	以上の	き 27,
		もの	800円
共同	省令第10条第	300㎡	1件につ
住宅	2号イ(1)及びロ	未満の	き 69,
等	(1)によるもの	もの	900円
		300㎡	1件につ
		以上2,	き 11
		000㎡	6,600円
		未満の	
		もの	
		2,000	1件につ
		㎡以上	き 19
		5,000	8,500円
		㎡未満	
		のもの	
		5,000	1件につ
		㎡以上	き 28
		のもの	4,500円
	省令第10条第	300㎡	1件につ
	2号イ(2)及びロ	未満の	き 33,
	(2)によるもの	もの	300円

省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)によるもの又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	300㎡以上2,57,000円未満のもの	1件につき 57,000円
	2,000㎡以上10,500,000円未満のもの	1件につき 104,400円
	5,000㎡以上15,700,000円未満のもの	1件につき 15,900円
	300㎡未満のもの	1件につき 50,200円
	300㎡以上2,584,000円未満のもの	1件につき 84,400円
	2,000㎡以上14,6,900円未満のもの	1件につき 146,900円
	5,000㎡以上21,000円未満のもの	1件につき 21,000円
	300㎡以上2,570,000円未満のもの	1件につき 57,000円
	2,000㎡以上10,500,000円未満のもの	1件につき 104,400円
	5,000㎡以上15,700,000円未満のもの	1件につき 15,900円
	300㎡未満のもの	1件につき 50,200円
	300㎡以上2,584,000円未満のもの	1件につき 84,400円
2,000㎡以上14,6,900円未満のもの	1件につき 146,900円	
5,000㎡以上21,000円未満のもの	1件につき 21,000円	

基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次工
 ネルギー消費量等級6)の写し

(3) 申請建築物及び他の建築物に係る手数料は、建築物(認定の変更申請にあつては、計画の変更に係る建築物に限る。)ごとにそれぞれこの表に定める額の合計額とする。

(4) 共同住宅等又は複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

非住宅部分	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)によるもの	のもの	4,700円
		300㎡	1件につき
		未満の	き 23
		もの	0,300円
		300㎡	1件につき
		以上1,き 28	
		000㎡	3,900円
		未満の	
		もの	
		1,000	1件につき
		㎡以上き 37	
		2,000	2,500円
		㎡未満	
		のもの	
		2,000	1件につき
		㎡以上き 53	
		5,000	1,600円
		㎡未満	
		のもの	
		5,000	1件につき
		㎡以上き 65	
		10,000	4,800円
		㎡未満	
		のもの	
		10,000	1件につき
		㎡以上き 77	
		25,000	4,000円
		㎡未満	

省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	のもの	
	25,000	1件につ
	㎡以上	き 88
	のもの	2,900円
	300㎡	1件につ
	未満の	き 88,
	もの	100円
	300㎡	1件につ
	以上1,	き 11
	000㎡	0,300円
	未満の	
	もの	
	1,000	1件につ
	㎡以上	き 14
	2,000	7,700円
	㎡未満	
	のもの	
	2,000	1件につ
	㎡以上	き 23
	5,000	9,100円
	㎡未満	
	のもの	
	5,000	1件につ
	㎡以上	き 31
	10,000	2,300円
	㎡未満	
	のもの	
	10,000	1件につ

					㎡以上 37
					25,000 5,200円
					㎡未満
					のもの
					25,000 1件につ
					㎡以上 44
					のもの 0,200円
			複合建築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律				
エネルギー	第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費				
一消費性	性能向上計画の認定の申請に対する審査の項に掲げ				
能の向上	る区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に10				
等に関する	0分の50を乗じて得た額				
る法律第					
31条の					
規定によ					
る建築物					
エネルギー					
一消費性					
能向上計					
画の認定					
の変更申					
請に対す					
る審査					
備考					
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3					
0条第2項後段（同法第31条第2項において準用する場					

合を含む。)の規定により同法第29条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表又は備考第4号を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。	(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号の基準に適合すると評価(登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。)して、認定の申請の前に申請者に交付した書面 イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6)の写し ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が別に定めるもの (3) 申請建築物及び他の建築物に係る手数料は、建築物(認定の変更申請にあつては、計画の変更に係る建築物に限る。)ごとにそれぞれこの表に定める額の合計額とする。 (4) 共同住宅等又は複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。
--	--

(削除)

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定

事務の種類	区分		金額	
	建物の用途	評価方法 床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ 外の場合
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第4条第1項の規定による建築物工 ネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	非住宅部分	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 230,300円
		300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき 16,400円	1件につき 283,900円
		1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円
		5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円
		10,000㎡以上のもの		

省令第1条第1項第1号口によるもの	10,000㎡以上	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円
	25,000㎡未満のもの		
	25,000㎡以上	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円
	300㎡未満のもの		
	300㎡	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円
	300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき 16,400円	1件につき 110,300円
	1,000㎡以上	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円
	2,000㎡未満のもの		
	2,000㎡以上	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円
	5,000㎡未満のもの		
	5,000㎡以上	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円

住宅部分	戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるものの	省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)にロ(2)及び(3)によるもの	10,000円	円
				㎡未満のもの	
				10,000㎡以上	1件につき 162,500円
				25,000㎡未満のもの	1件につき 375,200円
				25,000㎡以上	1件につき 203,100円
				25,000㎡以上	1件につき 440,200円
				200㎡未満のもの	1件につき 34,700円
				200㎡以上	1件につき 4,800円
				200㎡以上	1件につき 38,700円
				200㎡以上	1件につき 4,800円
住宅部分	戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるものの	省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)にロ(2)及び(3)によるもの	10,000円	円
				㎡未満のもの	
				10,000㎡以上	1件につき 162,500円
				25,000㎡未満のもの	1件につき 375,200円
				25,000㎡以上	1件につき 203,100円
				25,000㎡以上	1件につき 440,200円
				200㎡未満のもの	1件につき 34,700円
				200㎡以上	1件につき 4,800円
				200㎡以上	1件につき 38,700円
				200㎡以上	1件につき 4,800円

共同住宅等	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 45,400円	1件につき 198,500円
		5,000㎡以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 284,500円
	省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)にロ(2)及び(3)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 33,300円
		300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 57,700円
		2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 45,400円	1件につき 104,400円

			のもの	1件につき	1件につき
			5,000	81,300円	157,900
			m ² 以上		
			のもの		円
複合建築物		非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額			

備考

- (1) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。
- ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び法律第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証（ウ及びエにおいて「検査済証」という。）の写し
- ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- エ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に係る法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に

基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4、等級 5、等級 6 又は等級 7（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成 28 年消費者庁・国土交通省告示第 1 号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級 3、等級 4、等級 5 又は等級 6）に適合している場合に限る。）の写し

(2) 共同住宅等又は複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前になされた申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 85 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、千葉県知事から権限を移譲される事務の範囲に変更が生じることから、宅地造成等に関する工事の中間検査の申請手数料を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和２７年松戸市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
(手数料の種類及び金額)			(手数料の種類及び金額)		
第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。			第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。		
種類		金額	種類		金額
(略)			(略)		
宅地造成等工事に関する許可の申請		別表第6に定める額	宅地造成等に関する工事の中間検査の申請		別表第6に定める額
(略)			(略)		
別表第6 (第2条関係)			別表第6 (第2条関係)		
事務の種類	金額		事務の種類	金額	
1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき12,000円	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの	1件につき3,100円
	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき21,000円		切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき6,200円
	切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき31,000円		切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき12,400円
	切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超えるもの	1件につき41,000円		切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超えるもの	1件につき12,400円

	る土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	47,000円		る土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	24,900円	
	切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき67,000円		切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき43,600円	
	切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき110,000円		切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき62,300円	
	切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき170,000円				
	切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき250,000円				
	切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき340,000円				
	切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき420,000円				
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。 ア 宅地造成等に関する工事の設計の変更(イに規定する変更					

造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	のみに該当する場合を除く。) については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積(イに規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、前項に定める額に10分の1を乗じて得た額 イ 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成等に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、前項に定める額 ウ その他の変更については10,000円
-----------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和6年千葉県条例第42号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にこの条例による改正前の別表第6第1項に規定する審査を受けた工事に係る同表第2項に規定する計画の変更許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 86 号

松戸市教育振興審議会条例の制定について

松戸市教育振興審議会条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

本市に教育振興基本計画等に関して調査審議する教育振興審議会を設置するため。

松戸市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会教育関係者
 - (3) 学校教育関係者
 - (4) 児童生徒の保護者
 - (5) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後														
別表2(第4条関係)	別表2(第4条関係)														
<table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>(略)</td></tr></table>	職名	報酬	(略)		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)	<table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>松戸市教育振興審議会委員</u></td><td><u>日額 8,500円</u></td></tr></table>	職名	報酬	(略)		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)	<u>松戸市教育振興審議会委員</u>	<u>日額 8,500円</u>
職名	報酬														
(略)															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)														
職名	報酬														
(略)															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)														
<u>松戸市教育振興審議会委員</u>	<u>日額 8,500円</u>														

議 案 第 87 号

松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

増加する介護給付費等の支給申請に対応すべく、障害者介護給付費等審査会の委員数の上限を引き上げるため。

松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例

松戸市障害者介護給付費等審査会条例(平成18年松戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(組織) 第2条 審査会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。	(組織) 第2条 審査会は、委員 <u>20人</u> 以内をもって組織する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 88 号

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

家庭的保育事業等の速やかな実施を目的として、同事業の設備及び運営に関する基準について、市が独自に必要なと認める基準を除き、府令に定める基準を適用するため。

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、府令に定める基準（附則第6条から第9条までを除く。）の例による。

（家庭的保育事業の職員）

第4条 家庭的保育事業を行う場所ごとの家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、保育時間中において、2人を下回ることとはできない。

（小規模保育事業所C型の職員）

第5条 府令第34条第1項の規定により配置する家庭的保育者は、少なくとも1人は保育士資格を有する者でなければならない。

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準等）

第6条 府令第43条第2号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 89 号

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の速やかな実施を目的として、同事業の運営に関する基準について、府令に定める基準を適用するため。

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年松戸市条例第２０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３４条第２項及び第４６条第２項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第３条 法第３４条第２項及び第４６条第２項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

（施行規定）

第４条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議 案 第 90 号

松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し、必要
な基準を定めるため。

松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

松戸市自殺対策推進会議条例の制定について

松戸市自殺対策推進会議条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

自殺対策の更なる充実を図ることを目的として、これまで松戸市健康づくり推進会議で調査審議していた自殺対策計画の策定及び推進に関する事項についてより専門的かつ多角的に調査審議する附属機関を新たに設置するため。

松戸市自殺対策推進会議条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する自殺対策計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関を代表する者
 - (4) 公募市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後														
別表2(第4条関係) <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>(略)</td></tr></table>	職名	報酬	(略)		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)	別表2(第4条関係) <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>松戸市自殺対策推進会議委員</td><td>日額 8,500円</td></tr></table>	職名	報酬	(略)		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)	松戸市自殺対策推進会議委員	日額 8,500円
職名	報酬														
(略)															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)														
職名	報酬														
(略)															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	(略)														
松戸市自殺対策推進会議委員	日額 8,500円														

議 案 第 92 号

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正を踏まえ、市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件について見直しを行うため。

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第1条 松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年松戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（水道技術管理者の資格） 第2条 1日最大給水量が1,000立方メートルを超える専用水道に係る法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校	（水道技術管理者の資格） 第2条 1日最大給水量が1,000立方メートルを超える専用水道に係る法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （削除） (2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、第1号に規定する課程及び学科目にあつては2年以上、第2号に規定する課程及び学科目にあつては3年以上、第3号に規定する課程にあつては5年以上、第4号に規定する課程にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、第1号に規定する学校の卒業者にあつては4年以上、第3号に規定する学校の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあつては6年以上、第4号に規定する学校の卒業者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の

において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(削除)

(削除)

(4) 第1号、第2号又は第3号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、第1号に規定の卒業者にあつては4年以上、第2号に規定する学校の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあつては6年以上、第3号に規定する学校の卒業者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号、第2号又は第3号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程

学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、第3号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、第4号に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、第3号に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9) 外国の学校において第7号に規定する学科目に相当する学科目を、第1号、第3号及び第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、第1号に規定する学校にあっては4年以上、第3号に規定する学校にあっては6年以上、第4号に規定する学校にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(6) 外国の学校において第1号から第5号までに規定する課程に相当する課程を、第1号、第2号又は第3号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10) 外国の学校において第8号に規定する学科目に相当する学科目を、第1号、第3号及び第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、第1号に規定する学校にあっては5年以上、第3号に規定する学校にあっては7年以上、第4号に規定する学校にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(削除)
(11)～(13) (略)	(7)～(9) (略)
2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道に係る法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、前項の規定を準用する。この場合において、同項第1号から第12号までの規定による水道に関する技術上の実務に従事した経験を有しなければならない期間は、当該各号に定める年数の2分の1の年数以上（当該各号に定める年数が1年以上、3年以上、5年以上、7年以上又は9年以上の場合にあっては、それぞれ6月以上、	(10) 建設業法施行令（昭和31年政令273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道に係る法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、前項の規定を準用する。この場合において、同項第1号から第10号までの規定による水道に関する技術上の実務に従事した経験を有しなければならない期間は、当該各号に定める年数の2分の1の年数以上（当該各号に定める年数が1年以上、3年以上、5年以上、7年以上又は9年以上の場合にあっては、それぞれ6月以上、

1年6月以上、2年6月以上、3年6月以上又は4年6月以上) とする。	1年6月以上、2年6月以上、3年6月以上又は4年6月以上) とする。
------------------------------------	------------------------------------

(松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例（平成31年松戸市条例第14号）を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
附 則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに対する、<u>第1条の規定による改正後の松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第2条第1項第11号及び第3条の規定による改正後の松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したもの</u>とみなす。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに対する、<u>松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第2条第1項第7号及び第3条の規定による改正後の松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したもの</u>とみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 93 号

松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業プロポーザル選考委員会条例の
制定について

松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業プロポーザル選考委員会条例を別紙のよう
に定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業に係る契約の相手方を選定するに当たり、
市長の附属機関を設置するため。

松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業プロポーザル選考委員会条例

（設置）

第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条 委員会は、松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業の事業者を選定するためのプロポーザルに関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。

- （１）評価方法及び評価基準に関する事項
- （２）提案及び評価に関する事項
- （３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条 委員会は、委員５人以内をもって組織する。

（委員）

第４条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （１）学識経験者
 - （２）本市の職員
 - （３）前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- ２ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（任期）

第５条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者が選定される日までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- ２ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- ３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- ２ 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- ３ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第８条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第９条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- （特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）
- ２ 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和３１年松戸市条例第１５号）の一部を次

のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表２（第４条関係）		別表２（第４条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
（略）		（略）	
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）	松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）
		松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業プロポーザル選考委員会委員	日額 8,500円

議 案 第 94 号

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸駅西口地下駐車場の健全な事業運営を図ることを目的として、同駐車場の駐車料金を引き上げるため。

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市駐車場条例（昭和60年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表第 2（第 5 条関係）			別表第 2（第 5 条関係）		
駐車場名	時間の区分		駐車場名	時間の区分	
松戸駅西口 地下駐車場	普通	午前 8 時(1) 二輪自動車以 から午後 外の自動車 1 1 時ま 最初の30分ま で で <u>150円</u> 以後30分増す までごとに <u>150円</u> （夜間料金を納 付すべき者が翌 日午前 8 時 3 0 分以降出庫する 場合においては、 夜間料金に30分 増すまでごとに <u>1 50円</u> ）を加算す る。ただし、1日 当たり2,000円を 上限とする。			
		(2) （略）			
	(略)		松戸駅西口 地下駐車場	普通	午前 8 時(1) 二輪自動車以 から午後 外の自動車 1 1 時ま 最初の30分ま で で <u>200円</u> 以後30分増す までごとに <u>200円</u> （夜間料金を納 付すべき者が翌 日午前 8 時 3 0 分以降出庫する 場合においては、 夜間料金に30分 増すまでごとに <u>2 00円</u> ）を加算す る。ただし、1日 当たり2,000円を 上限とする。
(略)		(2) （略）			
(略)			(略)		
備考 （略）			備考 （略）		
別表第 3（第 6 条関係）			別表第 3（第 6 条関係）		
区分	種類	料金	区分	種類	料金

回数駐車券	150円券 22枚 綴	3,000円	回数駐車券	200円券 22枚 綴	4,000円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の普通料金から適用し、同日前の普通料金については、なお従前の例による。

議 案 第 95 号

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙の
ように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方自治法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市下水道事業の設置等に関する条例（平成29年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。

（松戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 松戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。

（松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議 案 第 96 号

松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

下水道指定工事店における排水設備工事責任技術者の専属要件を廃止するとともに、下水道指定工事店の登録に係る申請手数料の見直し等をするため。

松戸市下水道条例の一部を改正する条例

松戸市下水道条例（昭和５６年松戸市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>（排水設備等の工事の施行）</u> 第８条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。	<u>（指定工事店の指定）</u> 第８条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。 <u>２ 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から５年以内のうち市長が認める期間とする。</u> <u>３ 前項の有効期間の満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。</u>
（指定の申請） 第８条の２ （略） ２ 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請をした者が規則で定める基準に適合すると認めるときは、<u>前条</u>の指定を行う。	（指定の申請） 第８条の２ （略） ２ 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請をした者が規則で定める基準に適合すると認めるときは、<u>前条第１項</u>の指定を行う。
（指定の更新） 第８条の３ <u>第８条の指定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u> ２～４ （略）	（指定の更新） 第８条の３ <u>第８条第３項の指定の更新を受けようとする指定工事店は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u> ２～４ （略）
（指定工事店の責務及び遵守事項） 第８条の４ （略）	（指定工事店の責務及び遵守事項） 第８条の４ （略）

2 <u>指定工事店は、その営業所ごとに、排水設備工事責任技術者を専属させなければならない。</u> (指定の取消し等) 第8条の6 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定工事店に係る<u>第8条</u>の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。 (1)～(5) (略) (公告) 第8条の7 市長は、次の各号に掲げる場合には、その旨を公告しなければならない。 (1) <u>第8条</u>の指定をしたとき。 (2)・(3) (略) (手数料) 第23条 市長は、次の各号に定めるところにより、当該申込者から手数料を徴収する。 (1) 松戸市下水道指定工事店新規登録申請手数料 <u>5,000円</u> (2) 松戸市下水道指定工事店更新登録申請手数料 <u>3,000円</u> 2・3 (略) (罰則) 第30条 次の各号に掲げる者に対しては、50,000円以下の過料に処する。 (1)・(2) (略) (3) <u>第8条</u>の規定に違反して、排水設備等の工事を施行した者 (4)～(9) (略)	(削除) (指定の取消し等) 第8条の6 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定工事店に係る<u>第8条第1項</u>の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。 (1)～(5) (略) (公告) 第8条の7 市長は、次の各号に掲げる場合には、その旨を公告しなければならない。 (1) <u>第8条第1項</u>の指定をしたとき。 (2)・(3) (略) (手数料) 第23条 市長は、次の各号に定めるところにより、当該申込者から手数料を徴収する。 (1) 松戸市下水道指定工事店新規登録申請手数料 <u>10,000円</u> (2) 松戸市下水道指定工事店更新登録申請手数料 <u>5,000円</u> (3) <u>松戸市下水道指定工事店証再交付申請手数料 1,000円</u> 2・3 (略) (罰則) 第30条 次の各号に掲げる者に対しては、50,000円以下の過料に処する。 (1)・(2) (略) (3) <u>第8条第1項</u>の規定に違反して、排水設備等の工事を施行した者 (4)～(9) (略)
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項の規定は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第23条第1項の規定は、令和7年7月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 97 号

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、退職報償金支給額の勤務年数区分を見直すため。

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員退職報償金支給条例（昭和３９年松戸市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後																																												
別表 退職報償金支給額表（第2条関係） （単位 円） <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="2">勤務年数</th></tr><tr><th>（略）</th><th>30年以上</th></tr><tr><td>団長</td><td rowspan="7">（略）</td><td>979,000</td></tr><tr><td>副団長</td><td>909,000</td></tr><tr><td>分団長</td><td>849,000</td></tr><tr><td>副分団長</td><td>809,000</td></tr><tr><td>部長及び班長</td><td>734,000</td></tr><tr><td>団員</td><td>689,000</td></tr></table>	階級	勤務年数		（略）	30年以上	団長	（略）	979,000	副団長	909,000	分団長	849,000	副分団長	809,000	部長及び班長	734,000	団員	689,000	別表 退職報償金支給額表（第2条関係） （単位 円） <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>（略）</th><th>30年以上 35年未満</th><th><u>35年以上</u></th></tr><tr><td>団長</td><td rowspan="7">（略）</td><td>979,000</td><td><u>1,079,000</u></td></tr><tr><td>副団長</td><td>909,000</td><td><u>1,009,000</u></td></tr><tr><td>分団長</td><td>849,000</td><td><u>949,000</u></td></tr><tr><td>副分団長</td><td>809,000</td><td><u>909,000</u></td></tr><tr><td>部長及び班長</td><td>734,000</td><td><u>834,000</u></td></tr><tr><td>団員</td><td>689,000</td><td><u>789,000</u></td></tr></table>	階級	勤務年数			（略）	30年以上 35年未満	<u>35年以上</u>	団長	（略）	979,000	<u>1,079,000</u>	副団長	909,000	<u>1,009,000</u>	分団長	849,000	<u>949,000</u>	副分団長	809,000	<u>909,000</u>	部長及び班長	734,000	<u>834,000</u>	団員	689,000	<u>789,000</u>
階級		勤務年数																																											
	（略）	30年以上																																											
団長	（略）	979,000																																											
副団長		909,000																																											
分団長		849,000																																											
副分団長		809,000																																											
部長及び班長		734,000																																											
団員		689,000																																											
階級		勤務年数																																											
	（略）	30年以上 35年未満	<u>35年以上</u>																																										
団長	（略）	979,000	<u>1,079,000</u>																																										
副団長		909,000	<u>1,009,000</u>																																										
分団長		849,000	<u>949,000</u>																																										
副分団長		809,000	<u>909,000</u>																																										
部長及び班長		734,000	<u>834,000</u>																																										
団員		689,000	<u>789,000</u>																																										

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

議 案 第 98 号

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、各種手当の支給要件の見直し等をするため。

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2)～(6) （略）</u> （管理職員特別勤務手当） 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）又は松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務した場合に支給する。</u> 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員又は特定任期付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつ</u>	（扶養手当） 第5条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 （削除） <u>(1)～(5) （略）</u> （管理職員特別勤務手当） 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）又は松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務をした場合に支給する。</u> 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員又は特定任期付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含ま</u>

て正規の勤務時間以外の時間において勤務した場合に支給する。 <u>(特定任期付職員業績手当)</u> <u>第14条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</u> (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外) <u>第19条 第5条、第6条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</u> (特定任期付職員についての適用除外) <u>第20条 第4条から第5条まで、第6条の2、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u>	れる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間において勤務をした場合に支給する。 (削除) (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第19条 第5条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2 第5条、第6条の2及び第15条の規定は、松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</u> (特定任期付職員についての適用除外) 第20条 第4条から第5条まで、第6条の2及び第9条から第11条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。
--	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

議 案 第 99 号

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について見直しを行うため。

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を除く。）の規定により条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を除く。）の規定により条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。）</u>、

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 第1号又は第2号の規定による卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあつては2年以上、第2号の規定による卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の規定による卒業者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 外国の学校において第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u> (8) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (10) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を除く。）の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条（第8号を除く。）に規定する布設工事監督者に必要な資格を有する者</u>	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を除く。）の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) （略）

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) （略）

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験をする者

	(8) <u>建設業法施行令（昭和31年政令273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
--	--

（松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例（平成31年松戸市条例第14号）を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
附 則 1 （略） （経過措置） 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに対する、第1条の規定による改正後の松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第2条第1項第11号及び第3条の規定による<u>改正後の松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したもの</u>とみなす。	附 則 1 （略） （経過措置） 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに対する、第1条の規定による改正後の松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第2条第1項第11号及び<u>松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第9号及び第4条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したもの</u>とみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 100 号

契約の変更について

令和5年松戸市議会6月定例会議案第9号をもって議決された日暮こ線道路橋補修工事の契約について、次のとおり変更する。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

契約金額

1	変更前の契約金額	271,483,000 円
2	変更後の契約金額	236,249,979 円
3	変更による減額分	35,233,021 円

提 案 理 由

工事完了に伴う費用の精算により、契約金額を減額するため。

1 工事名

日暮こ線道路橋補修工事

2 工事場所

松戸市日暮三丁目1番地先日暮こ線道路橋

3 工事概要

(1) 橋 長 15.5m

(2) 幅 員 12.8m

(3) 面 積 198.4 m²

(4) 橋 種 コンクリート橋

(5) 工事内容 ひび割れ補修工、断面修復工、剥落防止工 ほか

4 契約の相手方

千葉県千葉市中央区弁天二丁目23番3号

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員千葉支社長 土 澤 壇

5 契約期間

令和5年6月30日から令和7年3月31日まで